



子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得について

来年、2021年1月1日より育児介護休業法が改正・施行され、子の看護休暇・介護休暇（対象者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日取得できる）について、時間単位で取得可能としなければなりません。
今回のあおぞらレターでは、改正対応のための規程例とそのポイントについてお伝えします。

● 育児介護休業規程の記載例 ～子の看護休暇の場合～

第●条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、会社に申し出て、子の看護休暇を4月1日を基準に1年につき、当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日を限度として取得することができる。ただし、労使協定により除外された次の者を除く。

- (1) 入社6か月未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

時間単位を取得可能とした改正に対応する記述

2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

3 子の看護休暇は、無給とする。

◆ポイント1：時間単位の取得対象者は？除外できるケースはある？

休暇を時間単位で取得できる対象者は、**原則、全従業員となります**。これまで認める必要があった半日単位の取得では1日の所定労働時間が4時間以下の者が除外可能でしたが、今回の改正ではこのような除外は認められません。

なお、交替制勤務などの業務実施の性質上時間単位の取得が難しい場合には、労使協定を締結し、除外することはできます。



◆ポイント2：1日の労働時間に1時間未満の端数がある場合は？

1日の所定労働時間に1時間未満の端数がある場合、時間単位で取得する場合に限り、**1時間単位に切り上げて**取得を認める必要があります。

例) 1日の所定労働時間が7時間半の場合は8時間分。5日分を全て時間単位で取得する場合は40時間分取得可。

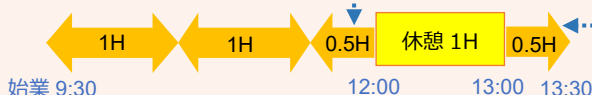
◆ポイント3：中抜けは認められる？

記載例のように**中抜けを認める制度にする必要はありません**。ただし、利便性から中抜けを認めることは可能です。

◆ポイント4：休憩時間をはさむ場合にはどうする？

午前・午後の間の時間に休憩時間が入った場合は次のようになります。

例) 始業から3時間の休暇を取得したとき



※休憩時間を跨いで、通算1時間の休暇を取得できます。
例では、始業9:30から3時間の休暇を取得した場合、13:30から勤務開始可能となります。



● 今回の改正で、休暇取得の事務管理がより大切になります。従来からの半日単位の取得も併用することは可能ですが、複雑になりますので、その場合は慎重に検討しましょう。

● 休暇取得時の給与は無給・有給の設定いずれも可能です。これら給与等の細かな取り扱いについても事前に決めておきましょう。

詳細はこちら：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277